

障がい者スポーツ大会選手派遣助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 宮崎県障がい者スポーツ協会は、障がい者のスポーツの振興を図るため、予算で定めるところにより、障がい者スポーツ大会選手派遣団体に対して助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成額及び対象経費)

第2条 この助成金の交付額は、定額とし、その対象となる経費は、障がい者スポーツ大会選手派遣に要する経費とする。

(助成金の返還)

第3条 前条に掲げる対象経費以外に助成金を使用したときは、助成金の全部又は一部を返還させることがある。

(派遣計画書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体の責任者は、選手派遣計画書（別記様式第1号）を宮崎県障がい者スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の内示)

第5条 会長は派遣計画書の提出があった場合において、当該計画に係る書類等の審査により、助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに助成金の内示額を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を団体の責任者に通知（別記様式第2号）しなければならない。

2 助成金内示の取り下げのできる期間は、助成金の交付内示通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の内示を受けた団体の責任者は、助成金交付申請書（別記様式第3号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 1 大会開催要綱
- 2 選手派遣名簿（別記様式第4号）
- 3 収支予算書（別記様式第5号）

(助成金の決定及び通知)

第7条 会長は助成金の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付額の決定するものとする。

2 会長は、前項において、交付金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

3 会長は助成金の交付の決定をしたときは、すみやかにその内容及びこれに付した条件を団体の責任者に通知（別記様式第6号）しなければならない。

4 助成金の取り下げのできる期間は、助成金の交付決定通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(助成金の請求)

第8条 団体の責任者は、第5条第2項の通知を受けたときは、すみやかに請求書（別記様式第7号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付方法)

第9条 この助成金は、概算払いにより交付する。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体は、実績報告書（別記様式第8号）に次の書類を添えて、当該障がい者スポーツ大会の終了後30日以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

- 1 事業実績調書（別記様式第9号）
- 2 収支決算書（別記様式第10号）

(交付金の確定)

第12条 会長は、前条による報告があったときは、報告書の審査及び聞き取り等により、当助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合と認めるときは、助成金の額を確定しその旨を団体の責任者に通知（別記様式第11号）しなければならない。

(書類の保存期間)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の収支に関する書類を当該年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、当年度の予算にかかる交付金に適用する。